

連合神奈川・川崎地域連合

# 2019年度に向けた 政策・制度要求と提言

## 川崎市回答書

平成30年(2018年)12月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 目 次

経済・産業政策 .....	1
雇用・労働政策 .....	3
福祉・社会保障政策 .....	5
社会インフラ政策 .....	10
環境・エネルギー政策 .....	12
教育・人権・平和政策 .....	14
行財政政策 .....	17

## 【経済・産業政策】

1. 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と連携した技能・技術継承の充実に向けた支援をはかること。

また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。

### 【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、中小企業・小規模事業者に対する人材確保支援として、専修大学やハローワークと連携し、新規卒業予定者や若年者を対象とした合同企業就職説明会等を開催するとともに、市内高等学校と連携し、高校生を対象とした校内企業説明会を実施しています。

また、技能・技術の継承については、技能職者の団体の集まりである「川崎市技能職団体連絡協議会」と連携して、技能職者を市内の中学校に派遣し、技能職者が長年培ってきた技術・技能を、体験学習等を交えながら中学生に紹介することで、技能職について理解を深めることを目的とした「技能職者に学ぶ」を実施しています。中学生にとっては、自分の進路や職業について考える動機付けになることから、学校からも好評を得ており、今年度は5校で実施する予定です。

施策の普及啓発及び相談体制の強化については、「かわさき労働情報」等の刊行物や市ホームページにおいて、労働関係法令、各種支援制度、働き方改革等についての情報発信を行うとともに、専門相談員による常設の労働相談窓口や、神奈川県と連携した街頭労働相談会を設けております。

引き続き、関係機関・団体と連携して、中小企業・小規模事業者の支援に向けた取組を進めてまいります

2. 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、金融を含む相談・支援体制の充実をはかること。

また、各施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。

### 【回答：経済労働局 工業振興課】

本市では、昨年12月に川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団と「中小企業者の事業承継に関する協定書」を締結し、4者で連携した中小企業者に対する事業承継支援を行っているところでございます。

4者では、中小企業者に事業承継に対する関心を深めてもらうため、本年5月に「キックオフセミナー」を開催し、6月から9月には、個別企業に対する事業承継計画の策定までを支援する、全4回の「事業承継塾」を開催いたしました。下半期につきましても、引き続きこのようなセミナーや事業承継塾を開催する予定です。

これらの広報につきましても、4者の広報媒体を活用し、ホームページ、広報誌への掲載や、新聞等による周知をはじめ、関係施設へのチラシの配架や、各種会議、企業訪問等でのチラシの配布を行うなど、事業の周知に努めているところでございます。

また、10月に、中小企業・小規模事業者に特化した第三者承継支援や専門家に対する人材育成を行うアンドビズ株式会社と協定を締結いたしましたので、親族や従業員以外の第三者への事業承継支援や税理士、中小企業診断士等専門家に対する人材育成についても取り組んでまいります。

さらに、4者の取組の一つとして、川崎信用金庫が、事業承継に取り組む中小企業者向けに無担保融資を始めたところでございます。

今後につきましては、より一層の事業の周知に努めるとともに、国や神奈川県をはじめ、関係団体、金融機関など様々な支援機関とも連携を行い、それぞれの強みを活かしたネットワークを活用しながら、持続可能な地域経済の発展につながるよう、事業承継支援の取組を進めてまいります。

3. 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

本市ではこれまで、台湾・タイなどアジア圏を中心に、民間事業者や他都市等との共同による現地旅行博への出展や商談会への参加などのほか、ホームページやガイドブックの作成、羽田空港国際線ターミナルにおける観光情報の発信等、外国人観光客の誘致に向けて様々な取組を推進してまいりました。

こうした取組に加え、受入環境の整備を進めるため、民間事業者と連携した免税店や宿泊施設等に関する外国人観光客向けガイドマップの作成のほか、市内飲食店向けにインバウンドセミナーを開催しております。また、平成30年2月には、JR川崎駅北口自由通路の川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）内に観光案内所を設置し、多言語による観光案内を行っているところでございます。

また、昨年度実施した訪日外国人の動態調査の結果を踏まえ、今年度新たに都内等での情報発信をはじめたところですが、引き続き、昨年関係団体や交通事業者等で設置された「インバウンド等誘客推進協議会」や、インバウンド対策を含め産業観光を中心として、川崎の観光振興に取り組んでいる「川崎産業観光振興協議会」と連携を図るとともに、両協議会において中心的に取り組んでいる川崎市観光協会ともさらに連携を密にしながら、効果的な施策を推進してまいりたいと存じます。

4. 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

本市では、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、住宅宿泊事業に関係する所管部署を集めた川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議を設置し、事業の適正な管理運営を図っています。地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情相談についても、当該調整会議のメンバーと連携し適切に対応してまいります。

また、条例の制定につきましては、国の動向を見ながら、適切に対応してまいります。

## 【雇用・労働政策】

5. すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

### 【回答：経済労働局 労働雇用部】

若者に対する就業支援といたしましては、就職活動に役立つセミナー、企業交流会等を行い、地域企業等への正社員としての就職を目指す若者就業支援事業、ハローワーク・学校・経済団体等との連携による高校・大学の卒業予定者等を対象とする合同企業就職説明会、地域若者サポートステーション事業と一体的に若者の職業的自立を支援する窓口「コネクションズかわさき」の運営など、様々な事業を実施しているところでございます。

合同企業就職説明会の参加企業につきましては、離職者数、有給休暇取得日数などの職場情報を記入する青少年雇用情報シートの提出を求めるなど、若者雇用促進法に基づく取組を行っているところでございます。

また、本年6月から「キャリアサポートかわさき」において「正社員等転換相談窓口」を設置し、正社員転換の促進に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携・協力をしながら、若者にとって良好な労働環境の確保、効果的な就業支援に取り組んでまいります。

6. 川崎市における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を障害者地域就労援助センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

### 【回答：健康福祉局 障害者雇用・就労推進課】

障害者雇用が進んでいない企業に対する各種支援の推進につきましては、ハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携し、障害者雇用に関する勉強会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を定期的開催しているところでございます。

具体的には、各障害の特性や雇用の仕方に関する研修、特別支援学校の見学、既に雇用している会社への訪問などを中心に実施しています。

また、精神障害者を雇用する企業への支援につきましては、障害者が活躍するための合理的配慮の考え方をまとめたパターン・ランゲージや、セルフケアの実践による職場定着を目指すK-S T E P研修を定期的開催するとともに、地域就労援助センターや就労移行支援事業所において個別の職場定着支援を実施するなど企業支援に取り組んでおります。

今後におきましても、企業やハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携を図りながら、障害者の雇用促進と職場定着に努めてまいります。

7. 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかる必要があることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。

また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。

【回答：教育委員会事務局 教育改革推進担当、教職員企画課】

教員の勤務時間を適正に把握することは、教員の健康管理や長時間勤務の縮減の観点から大変重要であると認識しています。また、教員一人ひとりが自らの勤務時間を客観的に把握することで、意識改革の契機とすることや業務改善のフォローアップの充実を図ることにもつながっていくものと考えています。

教員をはじめとした職員の出勤管理は職員情報システムを用いて運用していましたが、このシステムで出退勤時間も把握できるよう改修を行い、学校現場を除いた職場において本年10月1日から運用を開始したところです。

学校現場においては、現在、学校特有の課題等を整理し、必要な調整を行いながら、同システムの導入に向けた準備を進めているところです。

また、教職員の働き方・仕事の進め方改革については、現在、教職員の勤務実態調査の最終報告に向け、作業を進めるとともに、対策を総合的にパッケージ化した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」について検討を進めているところです。

## 【福祉・社会保障政策】

8. すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。

【回答：健康福祉局 保健医療政策室】

本市では、質の高い看護人材を確保・養成するため、離職防止や再就業支援に向けた取組として、看護師等修学資金制度で貸付を受けた者が一定期間、市内の医療機関に勤務した場合の返済免除の実施や、医療機関に設置する院内保育所に対する運営支援、及び川崎市看護協会がナースセンターにおいて実施する各種相談・研修事業の支援等を行っております。さらに、市立看護短期大学につきましては、質の高い看護師を新規養成するため、平成34年4月の開学を目指し4年制大学化の取組を進めており、今年度は基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

(2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

介護従事者の処遇等については、来年度実施予定の介護労働者実態調査の結果等を踏まえて、国や県に対し、介護報酬等の制度設計や環境整備等に向けて働きかけを行ってまいります。

また、本市としましては、福祉・介護の仕事についてのイメージアップやPRなどによる「人材の呼び込み」、就職相談会の開催や潜在的有資格者の掘り起こしを目的とした研修事業等による「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置等による「定着支援」、キャリアパスをイメージしたスキルアップ研修などの開催による「キャリアアップ支援」を柱として、介護人材の確保・定着に向けた取組みを一層進めてまいります。

(3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。

【回答：こども未来局 子育て推進部保育課、幼児教育担当】

幼稚園教諭の質の向上や人材の定着とその確保に向けては、施設型給付を受ける幼稚園に対して、国の公定価格に基づく処遇改善加算費を支給するとともに、川崎市幼稚園協会を通じて、資質向上のための研修や認定こども園に対する保育士資格取得に係る経費の補助等を実施しているところです。

保育士につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、更なる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。

また、平成29年度に国が新たに創設した技能・経験を有する職員を対象とした月額5千円又は4万円の追加的処遇改善を補完するものとして、平成30年度から、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、本市独自の加算を創設して更なる処遇改善を図り、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舍借上げ支援事業なども実施し、ICT化推進事業を導入するなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めているところです。

なお、保育士の研修につきましては、課題別、階層別研修をはじめ、保育の現場を活用した「公開保育」、「事例検討研修」の実施のほか、各区に配置した区保育総合支援担当の専門職による出前研修等を実施しています。

また、平成29年度から開始されたキャリアアップ研修については、神奈川県主催の研修だけでは十分に受講ができないため、本市と関係団体が研修を実施することで、より一層の充実を図っております。

9. 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。

そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり、地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

本市では現在、平成32年度までを計画期間とする「第7期かわさきいきいき長寿プラン」にもとづき「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標として、様々な施策を展開しているところです。

今後ますます高齢化が見込まれる中において、本市では独自の取組として高齢者の状態の改善・維持に取組む事業者を評価する仕組みの構築に向けて、「かわさき健幸福寿プロジェクト」を実施しているところでございます。

本事業に参加する事業者が、利用者や家族の希望を踏まえて要介護度や日常生活動作（ADL）の改善・維持に取組むことで、事業者は提供するサービスの質の向上を、利用者・家族は生活の質の向上を目指すことによる意識に影響を与えることで、自立に資する行動変容を促し、介護サービス全体のより質の高いケアが提供される取組を推進してまいります。

また、未届け有料老人ホームにつきましては、消防局やまちづくり局等の関係部局と連携を図りながら、実態の把握に努めると共に、引き続き老人福祉法に基づき届出の指導を行ってまいります。

さらに、施設の管理・運営について、安全な居住確保および地域との交流の機会の確保に努めるよう川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を策定し取り組みを進めているところでございます。



10. 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。

【回答：こども未来局 子育て推進部保育課、事業調整・待機児童対策担当、人材育成担当】

待機児童の解消に向けては、市政の最重要課題と位置づけており、引き続き、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠の確保に努めてまいります。

保育の質の維持・向上に向けた取組につきましては、国の処遇改善等加算に加え、本市独自の基準として、更なる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。

また、平成29年度に国が新たに創設した技能・経験を有する職員を対象とした月額5千円又は4万円の追加的処遇改善を補完するものとして、平成30年度から、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、本市独自の加算を創設して更なる処遇改善を図り、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舍借上げ支援事業なども実施し、ICT化推進事業を導入するなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めているところです。

なお、保育士の研修につきましては、課題別、階層別研修をはじめ、保育の現場を活用した「公開保育」、「事例検討研修」の実施のほか、各区に配置した区保育総合支援担当の専門職による出前研修等を実施しています。

また、平成29年度から開始されたキャリアアップ研修については、神奈川県主催の研修だけでは十分に受講ができないため、本市と関係団体が研修を実施することで、より一層の充実を図っております。

11. 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等をはかること。

特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。

【回答：こども未来局 青少年支援室】

子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることがなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持てるよう、支援していくことが重要であると考えております。

そのため、学習支援につきましては、教育委員会では、学校において、一人ひとりの子どもが学習内容を確実に身につけることができるよう、学力保障の観点から個別指導やグループ別指導など、指導方法の工夫改善や中学校における放課後等を使った補習学習を行うとともに、習熟の程度に応じた指導を全市立小中学校で実施するなど、きめ細やかな指導を推進しているところでございます。

また、健康福祉局では、貧困の連鎖の防止に向けて、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学を支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく「学習支援・居場所づくり事業」を市内12か所で実施しております。

こども未来局におきましては、平成29年10月から、ひとり親家庭特有の課題に配慮し、子どもの基本的な生活習慣習得や親の孤立防止に向けた取組として、主に小学校3～6年生までの児童を対象とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」を市内3か所で開始したところでございます。さらに、ひとり親家庭への支援については親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目標に、就労支援や子どもの自立支援などの施策を強化してまいります。

なお、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況が変化する中、様々な課題を抱える子ども・若者への適切な支援を行うためには、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりが重要であることから、地域の人材を育て、地域の主体的な活動・取組を促進・支援するためのしくみづくりや子ども・若者支援に関わる相談・支援機関の充実とネットワークの強化に向けた取組を進めるため、庁内の関係部署、関係機関・団体等との相互連携に向けた横断的な調整等を図ってまいります。

## 【社会インフラ政策】

12. 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、市民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。

### 【回答：まちづくり局 交通政策室】

地域公共交通につきましては、高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域の特性やニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えております。

本市総合都市交通計画においては、「交通の安全・安心の強化」、「市民生活を支える公共交通の強化」などを重点施策として位置付けており、高齢者や子育て世代などをはじめとした誰もが利用しやすい交通手段の確保のため、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進に向けた助成や、身近な地域の交通を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、路線バスネットワークの充実を中心とした取組を行っていくこととしております。

これら取組を推進するため、本市では、路線バスの新設等に取り組むバス事業者が、事業採算性等を見極める際の支援として、社会実験制度を運用しているところでございます。また、よりきめ細やかで柔軟な移動手段であるコミュニティ交通の導入に取り組む地域に対しては、その検討段階に応じて、様々な助言や車両購入補助等の支援を行っております。一方、コミュニティ交通についても事業採算性の確保等の課題もございまして、高齢化の一層の進展等も踏まえ、自家用有償旅客運送等の様々な手法についても検討を行い、持続可能なコミュニティ交通の一層の充実を図るとともに、買物等の個別の移動目的に対しては、施設送迎バスの活用等の、多様な主体と連携した取組も進めてまいります。

13. 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい個所を特定しつつ、がけ地の改善を促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。

また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

### 【回答：まちづくり局 宅地企画指導課】

土砂災害が発生した場合に大きな被害の発生が考えられる箇所につきましては、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び対策工事の実施等について、神奈川県と連携を取りながら、事業の促進を図っております。また、その中で地元からの要望書等を取りまとめた際には、早急な事業の実施について県に要望しております。

また、民有地における擁壁の改築・補強等の防災・減災対策としては、所有者に対して工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」等を紹介しながら、工事実施を促してまいります。

さらに、警戒避難体制の整備等のソフト面の対策としては、土砂災害警戒区域の指定に伴い台風や大雨などの有事の際に円滑な避難が行われるよう、必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、当該区域内の居住者等に配布するとともに、各区役所で開催する防災フェスタなどの様々な機会も捉えて、宅地の防災意識の向上に取り組んでおります。

【回答：建設緑政局 河川課】

治水・浸水対策として、河川改修等の整備を着実に推進するとともに、昨年度、洪水ハザードマップの改定を行いました。

今後も、洪水ハザードマップについて広く周知するなど、ソフト対策と連携し、減災に向けた取組を進めてまいります。

【回答：上下水道局 下水道計画課】

浸水対策につきましては、市内において浸水被害の状況や頻度などを勘案し、浸水リスクの高い区域に重点化を図りながら、下水管きよなどの整備を進めるとともに、浸水実績図の公表などのソフト対策についても、継続して実施してまいります。

また、今後も河川事業や道路事業などの関係部署と連携を図りながら、総合的な浸水対策に取り組んでまいります。

【回答：総務企画局 危機管理室】

平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことを踏まえ、内閣府では平成28年12月に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更したところです。

本市では、「備える。かわさき」、今年度に全戸配布しましたタブロイド版「号外！備える。かわさき」、各種ハザードマップの中で、市民の皆様の適切な避難行動につながるよう、災害時の情報の入手方法やその意味について周知しており、今後につきましても、各区で開催する総合防災訓練や防災イベントでのハザードマップ等の配布、ぼうさい出前講座などを通じまして、周知に努めてまいります。

また、防災行政無線、電子メール、ホームページ、防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ツイッターなど様々な媒体を用いて情報を発信するとともに、広報車による警戒の呼びかけや、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令する際には、対象区域内の要援護者施設に対して同報ファクスによる情報伝達を実施する等、災害弱者にも情報が伝わるよう努めており、今後につきましても、多様な情報伝達手段の確保に向け、国等の動向を注視するとともに、先進的な事例等について、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

14. 道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。

また、交通弱者である、子供や高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。

【回答：建設緑政局 自転車利活用推進室】

誰もが快適に利用できる道づくりに向けて、道路施設の適正な維持管理を行うとともに、通学路安全対策協議会などと連携し、歩道や交差点改良などの整備による事故防止や、通学路・生活道路の安全対策、バリアフリー基本構想等に基づく道路のバリアフリー化を進めています。

また、自転車通行環境の整備につきましては、平成27年2月に「川崎市の自転車通行環境整備に関する考え方」及び「実施計画」を策定し、事故が多発する場所など緊急整備箇所として32か所を抽出し、計画に基づき、安全性の向上に向けた整備を推進しております。

今後は、平成30年3月に策定した「川崎市自転車利用基本方針」に基づき、自転車ネットワーク計画を年度内に策定し、自転車利用者が多い鉄道駅周辺のネットワーク化を優先するなど、自転車利用者の誰もが安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の整備を推進してまいります。

## 【環境・エネルギー政策】

15. 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。

あわせて、これまでの削減実績や取り組むうえでの課題等を広く市民に明示するとともに、必要に応じPDCAサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。

### 【回答：環境局 地球環境推進室】

川崎市では、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下、条例という。）第6条の規定に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進基本計画（以下、「計画」という。）を策定し、市域の温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んでおります。

計画の推進に当たっては、市民団体・事業者・行政機関等約100団体により組織している「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」や地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第38条に基づき指定した川崎地地球温暖化防止活動推進センター、同じく法第37条に基づき委嘱した川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携し、取組を進めております。

計画の進捗状況につきましては、市域の温室効果ガス排出量の推計を実施し、温暖化対策の取組結果とともに年次報告書を取りまとめ、条例に基づき環境審議会に報告し意見を聴取するとともに、市HPや冊子により一般にも公表しております。

今後ともこうした手続きにより進捗管理を行いながら引き続き温室効果ガス排出量削減に向け、取り組んでまいります。

なお、この計画は、法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び同第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）としても位置付けております。

16. 市内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、市民への意識喚起をはかること。

また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け、主体的に取り組むこと。

### 【回答：環境局 減量推進課】

食品ロスの削減については、本年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画で、家庭から発生する食品ロスを2030年度までに半減するとの目標が設定されました。

食品ロスの問題は国際的にも関心を集めており、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つとして食品ロスの削減が設定されています。

川崎市においても、川崎市一般廃棄物処理基本計画で食品ロス対策を重点施策として位置づけ、様々な施策を実施しております。

外食産業と連携した啓発活動としては、食べきれないサイズの小盛メニューなどの提供や、「おいしく残さず食べること」を利用者に呼びかけ、食品ロス削減に向けて食べ残しを減らす取組を実施しているお店を「食べきり協力店」として登録し、利用者に食べきりを促す取組の促進や大規模商業施設と連携して、食べきりイベントを開催するなど、市民への意識喚起を図っているところでございます。

また、地域のフードバンク事業団体等との連携については、食品ロス削減を図る一つの手段として、考えられるところがございます。

食品を寄付する側、必要とする側とそれらを繋ぐフードバンクが円滑に連携を図れるよう、情報の収集や発信を含めたつなぎ役としての行政の役割も重要となってまいりますので、関係局区と連携して取り組んでまいりたいと考えております

17. 健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫煙対策を強化し、諸対策を推進すること。

また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。

【回答：健康福祉局 健康増進課】

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が構ずべき措置等について定めた、改正健康増進法が平成30年7月18日に成立しました。

改正健康増進法の基本的な考え方の一つとして、子どもなど20歳未満の方や患者の方等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設について、原則敷地内禁煙となっております。

本市としましては、改正健康増進法に基づき「望まない受動喫煙」をなくすような取組について検討していくとともに、神奈川県において、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の改正に向けた検討が進められているところですので、これらの動向の把握に努め、適切に対応を図ってまいります。

【回答：市民文化局 地域安全推進課】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

条例の主旨を広く周知するため、路上喫煙等防止キャンペーンの実施のほか、路上喫煙防止指導員による巡回・啓発活動、横断幕や電柱幕等による注意喚起等を実施しているところであり、引き続きこれらの活動を通して路上喫煙防止に関する啓発活動を推進してまいります。

【回答：環境局 減量推進課】

川崎市では、平成7年7月に、地域環境美化の推進を図り、もって市民の皆さまの生活環境の向上に資するため、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」を施行し、市内全域でチューインガムのかみかす、空き缶・空きびん・紙コップなどの飲料容器やたばこの吸い殻のポイ捨てを禁止しているところでございます。

条例の主旨を広く周知するため、主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」として指定し、重点区域内ではポイ捨て禁止キャンペーンとして普及広報活動、美化活動を実施しているほか、飲料容器等散乱防止指導員による巡回・指導を実施しているところであり、引き続きこれらの活動を通してポイ捨て禁止に関する啓発活動を推進してまいります。

18. 「水循環基本法」が成立したことを受け、川崎市においても、これまで以上に条例制定も視野に入れ、水源環境の保全施策を進めること。

また、私たちを取り巻く、水源環境について、川崎市民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策の周知・啓発等をはかること。

【回答：上下水道局 水運用センター】

水源環境の保全施策については、これまでも神奈川県及び神奈川県内水道事業体と連携し、相模湖、津久井湖におけるアオコの異常発生を抑制するエアレーション装置の設置やアオコの流入を防止するためのフェンスを設置するなど、水源水質の保全に鋭意取り組んでいます。また、ダムを含めた水源施設の維持管理を始め、相模湖上流域の災害防止のための河川整備や相模湖、津久井湖の有効貯水量回復を目的とした浚渫も実施しており、今後も継続して水源環境の保全に努めてまいります。

次に施策の周知・啓発等についてですが、当市では、神奈川県、山北町と共同で行う山北町－川崎市交流事業や、横浜市等と水源通行手形事業を行い、市民の方々が水源環境や保全活動に関心を持っていただくための取組みを行っております。また、年4回発行している上下水道局広報紙「かわさきの上下水道」や、みずみずフェア、夏休み水道教室等でも、水源を含めた水道事業について広報に努めており、今後も継続して実施してまいります。



## 【教育・人権・平和政策】

19. 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。

また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること。

### 【回答：教育委員会事務局 学事課】

義務教育における就学が経済的理由で困難な世帯に対して援助を行う「就学援助」制度については、平成26年度から、市立小中学校に就学する全児童生徒への申請書の配布及び回収を行っており、制度の周知と援助が必要な世帯への漏れのない援助に向けた取り組みを進めております。

能力があるにもかかわらず、経済的理由のため高等学校等への修学が困難な生徒に対しては、「川崎市高等学校奨学金」制度として給付型の奨学金を支給しております。平成28年度からは、申請基準を満たした生徒への支給金額が予算額を上回る場合の対応として、申請基準を満たした生徒全員に奨学金が支給できるよう、必要な予算の確保に向けて努めているところでございます。

さらに、本市では、平成5年度から無利子貸付型の川崎市大学奨学金を実施しております。平成29年度から、日本学生支援機構が給付型の大学奨学金を導入したことを踏まえ、今後につきましても、国等の動向を注視しながら事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

20. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、市民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

### 【回答：健康福祉局 障害計画課】

条例の制定につきましては、障害者施策審議会において、「条例化よりも具体的な取組の充実が重要である」との当面の結論が出されたことなどを踏まえ、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、本市職員向けには「対応要領」を策定し、研修等を通じて本市組織・職員への周知徹底を行うとともに、市内事業者・市民等に対しては、啓発物の配布や本市ホームページ等による情報発信を通じた周知等の取組を行っております。

今後におきましても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資する取組を実施してまいりたいと考えております。

- (2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

条例の制定につきましては、人権全般を見据えた条例を、平成31年度末までの制定を目指して取組を進めております。

また、ヘイトスピーチ対策につきましては、市が所管する公の施設において、ヘイトスピーチが行われないよう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」を平成30年3月31日に施行し、同年4月1日に「ヘイトスピーチに関する部会」を設置したところでございます。

今後も、引き続き、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を推進してまいります。

また、本市では、「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づき、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指しているところあり、外国人市民、日本人市民を問わず、安心して共生できるまちづくりに向けて、施策の充実に努めてまいります。

- (3) 市内で暮らす外国にルーツを持つ市民とその家族が、適切な医療・教育を受けることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。

平成17年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、平成27年10月に2度目の改定を行い、施策を推進しているところです。

今後も、この指針に基づき、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指しているところです。

外国人市民、日本人市民を問わず、安心して共生できるまちづくりに向けて、今後も、引き続き、施策の充実に努めてまいります。

- (4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自治体は関係組織と連携した取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

SOGIをはじめとする、多様な性のあり方について正しい理解を促進することが重要なことと認識しております。

そのような認識の下、九都県市では、平成29年11月に「あなたはあなたのままでいい～Just the Way You Are～九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は性的指向や性自認による差別や偏見のない社会をめざします。」との共通メッセージを策定し、連携して啓発活動に取り組んでおります。

また、本市では、平成28年度から、性的マイノリティをテーマとした市民向けの映画上映会やトークショーを継続して開催しているほか、平成29年度からは「企業向けLGBTセミナー」を開催しており、さらに平成30年度は同セミナーを3回連続講座にするなど、事業の拡充を図りました。

今後も引き続き、関係組織とも連携しながら、多様な性のあり方について正しい理解を促進する取組を進めてまいります。

## 【行財政政策】

21. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかること。

特に、悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかること。

### 【回答：経済労働局 消費者行政センター】

本市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」及び「施行規則」において、不適正な取引行為を定めており、これらを踏まえて消費者被害の未然防止の取組を推進しているところでございます。

悪質商法等による被害に遭いやすい高齢者に対しては、通常相談体制とは別に、関東甲信越ブロックの自治体等による共同キャンペーンの一環として、高齢者からの相談を集中的に受け付ける「高齢者被害特別相談」を実施し、被害の未然防止と救済に努めてまいります。

また、地域包括支援センターなどの関係機関等と連携を図り、連絡会を開催するとともに、高齢者を見守る福祉関係者等を対象とした「地域の高齢者見守り推進講座」の実施や高齢者向けの「ガイドブック」、「リーフレット」の作成・配布など、高齢者に多い悪質商法などの消費生活トラブルの事例の周知・啓発を実施し、消費者教育の推進を図っております。

不当な訪問販売事業者に対しましては、今後も神奈川県、他の自治体や関係機関と連携を図りながら、適正な指導の実施や消費者庁が発表する事業者の注意喚起情報の周知等の実施により、悪質な訪問販売による被害の発生・拡大防止に努めてまいります。

22. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。

あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、引き続き対応すること。

### 【回答：選挙管理委員会事務局 選挙課】

投票環境の向上に資する共通投票所の設置については、公正・公平な選挙執行という観点から、二重投票の防止にかなう選挙人の受付情報を管理する新たなシステムの開発や、厳格なセキュリティ対策が施されたオンライン環境の構築、これらのシステムがダウンした場合に備えた仕組みづくりなどの課題があり、また既に土日祝日を問わず11時間30分にわたり開設している期日前投票の投票時間の弾力的な設定については、期日前投票事務に従事する投票管理者等の長時間従事や、事務従事者などの人員の確保、当日投票事務への影響など、期日前投票所を安定的、継続的に運営する上での課題があります。

また、投票所の拡充については、急な選挙であっても適切な場所を継続的、安定的に確保できること、さらに各投票所を適切に管理運営するために必要な人員の確保、体制づくりなどの課題があるところです。

しかしながら、共通投票所の設置や投票所の拡充などについては、高齢社会の進展に伴う投票環境の維持、向上という観点から、重要な施策であると認識しており、まずは将来の共通投票所の設置も視野に入れ、平成29年10月22日執行の川崎市長選挙等において、当日投票所の受付を紙の選挙人名簿からパソコンを用いた方法（投票受付システム）に改めたところです。

今後につきましては、投票受付システムの安定稼働に向けた取り組みのほか、他の政令指定都市における運営状況なども踏まえ、引き続き検討してまいります。

23. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。

【回答：総務企画局 人事課】

臨時職員及び非常勤職員の処遇につきましては、今後も人材確保や適正処遇の観点等から、国及び他都市の動向等に加え、任用実態や「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による改正内容も踏まえて、会計年度任用職員制度の検討をまいります。

24. 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

消費者行政において「悪質クレーム」という定義がないことから、正確な把握はできませんが、平成29年度に本市が受け付けた消費生活相談の件数は8,928件で、そのうち相談が「あっせん不調」となった件数が228件となっており、ここ数年増加傾向にあります。このすべてが「悪質クレーム」につながるというものではありませんが、無理難題を要求する消費者も多く、解決困難となっている事例もありますので、今後とも、消費者からの相談が「悪質クレーム」に発展しないよう、常に公正・公平な立場で事業者との間に立ち、あっせん解決に努めてまいります。

また、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進につきましては、平成28年度に「消費者教育推進計画」を定め、消費者が自らの消費行動を通じて公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成に向けた消費者教育を総合的かつ計画的に進めており、その一環として、講演会の開催等により倫理的消費に関する普及・啓発を実施してまいります。

悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信の推進につきましては、「悪質クレーム」という定義がないことと同様に、行政において悪質性を的確に判断することは難しく、また、消費者の個人情報保護の観点から、様々な課題があると認識しております。

啓発活動の推進につきましては、引き続き、本市ホームページに、消費生活に関する「相談事例とその対処法」や「いまどき相談事例」等を掲載し、消費者の権利のみならず、消費者が果たすべき責任もお示しし、注意喚起を図ってまいります。

以 上